

# 適合証明申請添付書類一覧

## 規則第60条

### 【既存建築物の建て替えの場合】

### 【適用除外建築物(農家用住宅、農業用施設の新築、公共公益施設)の場合】

羽生市

まちづくり政策課

令和6年4月1日

提出部数:2部

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	開発行為又は建築等に関する証明申請書	申請者の住所欄は、住民票上の住所を記入	
2	委任状 ※代理者が行う場合	代理者の住所・氏名・電話・FAX番号を明記 ※申請者の押印要	任意様式
3	理由書	申請するに至った経緯等を記入	
4	土地登記事項証明書 [土地登記簿謄本]	申請時以前6ヶ月以内のもの、許可時点から変更がない場合は写しても可 【許可申請と同時申請の場合は不要】	
5	土地権利者(所有権)の同意書 【実印押印 申請者本人所有の場合は不要】	申請地番の面積・地目・権利・所有者の住所氏名を明記 ※住所など他書類との整合性を図ること	任意様式
6	土地権利者(所有権)の印鑑証明書	同意書作成時のもので【申請時以前3ヶ月以内】	
7	土地抵当権者等の同意書 【実印押印】	申請地における所有権以外の権利について ※住所など他書類との整合性を図ること	任意様式
8	土地抵当権者等の印鑑証明書	同意書作成時のもので【申請時以前3ヶ月以内】	
9	農振区域に関する農用地除外証明書	申請地が農地の場合【申請時のもの】	
10	申請者の法人登記事項証明書	申請者が法人の場合【申請時のもの】	
11	公図の写し [法務局のもの]	区域朱書き、方位、縮尺、申請地及び隣地(公共施設のみ)の地番・地目を記入【申請時6ヶ月以内のもの】	
12	付近見取り図 [案内図]	住宅地図等、方位及び位置を明記	
13	求積図 [実測図]	区域朱書き、面積(小数点第2位)縮尺等記入	
14	建築物配置図 [土地利用計画図]	区域朱書き、方位、縮尺、道路【国県市道の種別・認定番号・幅員・建築基準法上の道路の取扱い種別を明記】、予定建築物・既存建築物等の用途、【除却建築物も明記】、排水系統を明記【汚水・雑排水・雨水等;凡例等にまとめ区別、樹・排水管の径、泥溜寸法、管種明記、新設・既設の区別、浄化槽の人数、道路占用許可・排水放流承認等の日付と番号を明記、盛土・切土の有無を明記、給水計画明記【自己居住用は不要】	
15	現況写真[2方向以上]	道路・水路等公共施設との接続部が写るように、区域朱書き、撮影方向を配置図等に記入	
16	排水接続部分の平面図・断面図	排水接続先の管理者とも協議すること	
17	造成計画平面図、造成計画縦断面図 ※平面図は土地利用計画図と同一図面にすることも可	申請地及び隣地の現況・計画高さ、断面図位置、切土・盛土寸法記入、着色【切土:黄色 盛土:茶色】、法面の保護・擁壁の種類等(新設、既存を区別)明記	
18	排水施設関係の構造図	種類【インバート樹、ドロダメ樹、雨水浸透樹】、縮尺、寸法等明記【メーカーカタログでも可】	
19	浄化槽の調書、認定書、構造図	浄化槽関係、油水分離槽等	
20	擁壁関係の構造図	擁壁関係の構造、寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、境界の位置、基礎砕石等を記入【二次製品の場合はカタログ等を提示すること】	
21	建築物平面図	縮尺、建築面積・延床面積を記入、作成者記名 【建築確認申請の平面図と同じ図面】	
22	建築物立面図	縮尺、建築物の最高の高さを記入、作成者記名 【建築確認申請の立面図と同じ図面】	
23	その他許可権者が必要と認める書類 一例として 線引き時の航空写真・家屋課税証明書・建物登記事項証明書 道路・水路・公共物等使用(占用)許可書の写し 排水放流承認書等の写し 排水管理設同意書、印鑑証明書、土地登記事項証明書 道路工事承認・公共物工事許可等の写し 造成計画同意書、土地登記事項証明書等 雨水処理計画計算書 安全上及び避難上の対策内容がわかる図面【災害ハザードエリア内での建築の場合】	線引き前の建替えの場合(航空写真は発行元・撮影日が明記されたもの) 出入口、排水等のために道路(水路)等を利用する場合 ※都市計画法第33条技術基準を満たすこと 土地改良区(申請地により異なる)の排水放流承認等 排水のために隣地等を利用する場合【同意書は実印押印】 ※排水管が埋設される土地の登記事項証明及び地権者の同意関係要 道路・公共物の工事が必要な場合 【道路・水路管理者等と協議】 ※都市計画法第33条技術基準を満たすこと 造成計画のために隣地擁壁等を利用する場合【同意書は実印不要】 ※造成計画に利用される土地の登記事項証明及び地権者の同意関係要 処理能力・構造のわかる根拠資料、カタログ等を添付すること 造成計画、建物による垂直避難等での浸水被害対策を講じること	

※各種図面等については、設計者の記名をすること

# 適合証明申請添付書類一覧

## 規則第60条 その2

羽生市  
まちづくり政策課  
令和6年4月1日

### 【適用除外建築物(農家用住宅、農業用施設の新築、公共公益施設)の場合】

※農業用住宅及び農業用施設(法第29条第1項第2号該当)の新築、移転の場合の追加事項

提出部数:2部

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	農業を判断する上で必要な書類	耕作面積のわかる書類【農家証明書】又は生産物の年間総販売が15万円以上を証する書類等【申請年又は最新版のもの】	
2	住民票(申請者世帯全員) ※マイナンバーの記載がないもの	申請者が別世帯員との連名等の場合は、親族関係が明確になるように戸籍全部事項証明書(戸籍簿謄本)等を添付すること【農家用住宅の場合】【申請日以前3ヶ月以内のもの】	
3	農業用施設が必要であることを証する書類	事業計画書、生産物の取引証明書、固定資産税名寄せ帳等(それ以外の借地等の場合は、借入手続き・契約関係がわかるもの)、経営耕作地の分布図、申請地と農業用住宅(又は農業用施設)の位置図及び配置図等、所有農機具一覧及び写真等(申請年又は最新版のもの)	
4	農業用住宅を新規もしくは移転立地する場合に必要な書類	固定資産税名寄せ帳等(借地・借家等の場合は、借入手続き・契約関係がわかるもの)、経営耕作地の分布図等、移転の場合は、従前地の土地・建物登記事項証明書、家屋課税証明書等(申請日以前6カ月以内)、位置図、公図の写し、配置図、平面図等	
5	その他許可権者が必要と認める書類		

※公共公益施設(法第29条第1項第3号該当)の追加事項

No.	添付書類等	注意点等	備考
1	公共公益事業者であることを証する書類	法人登記事項証明書、根拠法令等の写し、資格証の写し、補助金等の決定通知書の写し 等	
2	関係機関との協議結果記録	担当部局との協議状況がわかるもの	
3	その他許可権者が必要と認める書類		